

大矢船自治会館補修・増改築特別会計規則

(目的)

第 1 条 自治会館の管理保全に関し、耐用年数の大幅な経過、甚だしい自然消耗、不時の事故や災害に備えるため、会則第33条の定めにより、大矢船自治会館補修増改築特別会計（以下、「特別会計」という。）を設ける。

(積立金)

第 2 条 毎年度相当額をこの特別会計に繰り入れるとともに、別口座の金融機関の預金として管理する。これを「補修積立金」と称する。

(支出)

第 3 条 第1条に定める事態が生じたときは、この補修積立金を取り崩し、支払いに充てる。

この場合、総会の承認を得なければならない。但し緊急やむ得ないときは、役員会の決議を得て、直近の総会に報告しなければならない。

(補助金、保険金等の収入)

第 4 条 前条に定める支払いに対応する補助金、保険金等の収入がある場合は、当該金額を特別会計に繰り入れるものとする。

(小規模補修、備品の除外事項)

第 5 条 第1条に定める事態の場合であっても、小規模な補修（支払い総額が概ね1件百万未満）は、特別会計の対象外とする。

2 備品は特別会計の対象外とする。

附則

この規則は、平成13年4月1日より施行する。